

# 国際ボランティアポレポレ会則

- 第1条 [名称] この会は『国際ボランティアポレポレ』と称する。
- 第2条 [目的] 自国の文化を愛し、異文化を理解し、共に助け合い尊敬し合える。関係を作る。市民レベルでの国際交流ボランティア活動を行う。
- 第3条 [事業] この会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- \* 外国人との交流行事の開催
  - \* 在日外国人への支援活動
  - \* 海外協力・支援活動
  - \* 日本文化及び外国文化の紹介
  - \* ホームステイ・ビジットの受け入れ
  - \* ガイド・通訳・翻訳者の派遣
  - \* 国際交流推進のための啓蒙活動
  - \* 地元国際交流団体と協力し、国際交流活動に努める。
- 第4条 [総会] 総会は年1回とする。必要に応じ臨時総会を開くことができる。
- 第5条 [運営会議] この会の協議・執行機関として運営会議をおく。
- \* 運営会議の構成員として運営委員をおく。
  - \* 運営委員は第6条の役員その他、各グループ代表者及び一般会員若干名からなる。
  - \* 運営会議は原則として月1回開催され、役員・運営委員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数で決定される。
  - \* 会議には会員誰でも出席できるが、議決権はない。
- [グループ] この会の活動を円滑に行うためにグループをおく。
- \* 必要に応じ、いつでもグループを作ることができる。
  - ただし、運営会議で承認を得るものとする。
- 第6条 [役員] この会に次の役員をおく。役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- |       |      |      |      |
|-------|------|------|------|
| 会 長   | 1名   | 事務局員 | 若干名  |
| 副 会 長 | 1~2名 | 会 計  | 1名   |
| 事務局長  | 1名   | 会計監査 | 1~2名 |
- 第7条 [事務局] この会の事務局を事務局長宅におく。事務局は会長、副会長を補佐し、運営会議の推進をはかる。
- 第8条 [会費] 会費1人年額3,000円とする。(ボランティア保険を含む)
- 第9条 [会計] この会は会費・寄付金・補助金・賛助会費をもって運営する。会計年度は、4月1日から翌年3月31日とする。
- 第10条 [委任] この会則に定めてない事項は運営会議に諮り定める。
- 第11条 [不測] この会則は平成23年4月24日から実施する。